4. 国土強靭化の推進

本市の豊かな自然は市民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域活力の源となっている一方、台風、大雨、地震等による被害拡大の原因ともなり、私たちの日常を一瞬にして奪うこともあります。局所的短時間豪雨災害等の頻発化・激甚化や南海トラフ巨大地震等の発生が懸念される中、本市においてもこうした災害への対応を強化することが求められています。

国では東日本大震災等、過去の災害による甚大な被害に対して、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25(2013)年法律第95号)」が施行され、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりに向け、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

本市においても、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、本計画と整合を図りながら別に定める「宍粟市強靱化計画」を、各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、今後起こりうる自然災害の想定と、災害時における対応方針の適宜見直しを図りつつ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

■総合計画と国土強靭化計画、個別計画の位置づけ

